

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財 平国債務省人向 成の省令告示 利價の告示第 利単位の示第 子格の債第 た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次八五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算八丨に二金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五によ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿
用振の法發号名 等替條律行稱及 法項及の根及び の適そ拠記	一九額の定以律社條九特三個 万萬面振の下債第年別年向 円円金替適「平成、一法會 額機適用を振替株式等の振 で百は受け法」三年法律第 五百本銀もものう。振替に 三億銀行のとし。行 六百とする、の 六十。そ規	人向けづ財個財 平国債務省人向 成の省令告示 利價の告示第 利単位の示第 子格の債第 た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次八五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算八丨に二金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五によ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	三月八月二月十五 月八日次とおり告 大臣麻生太郎

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୩  
୮  
୮

## 十七 中途換金の特例

(二) 平成二十九年八月十五日以

後面の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$   
号による取扱いはか、個人  
け国債を有する者（相続税法

第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前（相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）死亡したときにはその相続



払元  
場利所  
金支

日本銀行